

**一般社団法人
ファイナンシャル・アドバイザー協会
審査委員会規程**

(目的)

第1条 審査委員会（以下「委員会」という。）は、理事会の諮問に応じて、外部有識者の視点から、以下の業務を行い、理事会に対し結果及び意見を答申する。

- (1) 当法人への入会基準の検討
- (2) 当法人へ入会を希望する者に対する会員としての適正性の審査
- (3) 会員の業務実態のモニタリング
- (4) 会員の業務における不適切事象に係る懲戒処分の検討

(改廃)

第2条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

(構成)

第3条 委員会は、2名以上の委員により構成される。

- ② 委員は、当法人の会員以外の者より、理事会の決議を経て、理事長が選任する。
- ③ 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ④ 委員長は、委員会の議長を務める。
- ④ 委員の任期は1年とし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(開催)

第4条 委員会は、原則として年6回（偶数月）開催する。但し、必要に応じ、臨時に委員会を開催することができる。

(招集)

第5条 委員会の招集は、委員長が開催日の1週間前までに行う。

(事務局の支援)

第6条 事務局は、委員の業務に資する資料等の作成を行い、委員会において、説明を行う。

(委員の報酬)

第7条 委員の報酬は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

以上

制定： 令和2年4月9日